

令和 8 年度沖縄県生活支援体制整備事業委託業務に係る 企画提案公募要領

本公募は、沖縄県の令和 8 年度当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において、当初予算案が否決又は修正された場合は、契約を締結しない又は契約額を変更することがありますので、予めご了承ください。

1 委託業務名

令和 8 年度沖縄県生活支援体制整備事業委託業務

2 委託業務機関

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 背景・業務の目的

人口減少及び急速な高齢化の進展に伴い、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯の増加が顕著となっており、孤立・孤独におかれた高齢者及び複雑化・複合化した課題を抱える高齢者（社会的ハイリスク者）の増加が深刻な課題となっている。

また、暮らしが変化し価値観が多様化した高齢者に対し、今後、日常生活の維持において必要となる生活支援ニーズの多様化・複雑化も想定される。

今後も見込まれる高齢者人口の増加や介護人材不足等を踏まえると、専門職による給付サービスのみならず、住民主体の支え合い活動や民間事業者等の多様な主体の参画による持続可能な体制を構築することが求められる。

本業務は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を継続できるよう、地域における多様な主体の参画による生活支援・介護予防サービスの充実及び地域住民の支え合い体制づくりを推進するため、市町村における生活支援体制整備事業の取組について、各種の地域支援事業間の連携を踏まえ、広域的かつ専門的観点から支援することを目的とする。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 別添企画提案仕様書の委託業務内容を遂行するために必要な経営基盤と執行体制能力を有していること。
- (3) 介護保険制度（特に地域支援事業）についての知見を有し、かつ、実績を有すること。
- (4) 生活支援体制整備事業における市町村支援に関する具体的計画を有し、かつ、的確に実施できる能力を有すること。
- (5) 本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (6) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)(5)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(2)(3)(4)の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (7) 法人であること。複数の事業者による共同企業体で事業を実施する場合には、法人が必ず1者以上参加していること。
- (8) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は民事再生法（平成22年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者ではないこと。
- (11) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

5 提案内容の要件

別添「企画提案仕様書」のとおり

6 応募方法等

- (1) 本要領等の沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課ホームページへの掲載期間
令和8年2月26日(木)から令和8年3月13日(金)まで

(2) 応募に係る質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書（様式1）に記入し、電子メールにより提出すること。

ア 質問受付期限 令和8年3月5日(木) 12時(厳守)

イ 提出場所 沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課

メールアドレス aa091201@pref.okinawa.lg.jp

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次により持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内必着とする。

ア 提出期限 令和8年3月13日(金) 12時(厳守)

イ 提出場所 沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

7 提出書類及び必要部数等

以下、(1)～(8)の書類を一連にして7部（原本：1部、コピー：6部）作成し、1部ずつ左上をクリップ止めすること。各書類はA4版で統一すること。

(1) 企画提案応募申請書（様式2）

(2) 企画提案書（様式は任意）

(3) 会社概要表（様式3）（直近2事業年度の決算報告書等、様式3に示す資料を添付）

(4) 積算書（様式4）（各積算費目の内訳と単価の記載は任意様式）

(5) 業務計画（様式5）

(6) 実績書（様式6）

(7) 誓約書（様式7）

(8) 共同企業体の場合は「共同企業体協定書」（様式は任意）

8 企画提案書の審査

(1) 第一次審査（書面審査）

応募者が4者以上の場合は、沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課において書面審査を行ったうえで、上位3者を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを、電子メール及び書面で通知する。

なお、応募者が3者以下の場合は、第一次審査は実施せず、応募資格要件の適合を確認したうえで、全て第二次審査の対象とする。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案業者選定委員会において、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション審査を行ったうえで、最も優れた提案者を選定する。

なお、第二次審査の結果については、電子メール及び書面にて通知する。

また、第二次審査における留意事項は、以下のとおりとする。

- ア 審査会場への入場者は3名以内とする。
- イ 第二次審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

9 公募スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 公募開始 | 2月27日(金) |
| (2) 質問締切 | 3月5日(木) 12時(厳守) |
| (3) 質問回答(県ホームページに掲載) | 3月6日(金) |
| (4) 公募締切 | 3月13日(金) 12時(厳守) |
| (5) 第一次審査(書類審査) | 3月16日(月) |
| (6) 第一次審査結果通知 | 3月17日(火) |
| (7) 第二次審査(プレゼンテーション審査) | 3月23日(月) |
| (8) 第二次審査結果通知(委託予定業者通知) | 4月 |
| (9) 委託契約 | 4月 |

10 その他留意事項

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本公募要領に違反すると認められる場合
 - エ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 企画提案書等の作成に要する経費、第二次審査に参加する経費等については、応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 委託業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じないこととする。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (6) 委託予定業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない個別事項については、県と委託予定業者間で協議のうえ是正し実施することとする。よって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

(※) 契約保証金について (抜粋)

(契約保証金)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進班 担当：真栄平

電話番号 098-894-2154

メールアドレス aa091201@pref.okinawa.lg.jp